

訓令甲第20号

警視庁自動車警ら隊運営規程（昭和44年10月31日訓令甲第30号）の全部を次のように改正する。

昭和53年10月20日

警視総監 國島 文彦

警視庁自動車警ら隊運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 組織及び編成（第5条—第9条）
- 第3章 勤務制及び勤務時間等（第10条—第12条）
- 第4章 運用計画（第13条—第18条）
- 第5章 警ら用無線自動車の活動（第19条—第23条）
- 第6章 幹部の職務（第24条・第25条）
- 第7章 備付簿冊（第26条・第27条）
- 第8章 報告（第28条・第29条）
- 第9章 補則（第30条）

付則

別表

第1章 総則

（目的、準拠）

第1条 この規程は、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に基づき、警視庁自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 自動車警ら隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（任務）

第2条 自動車警ら隊は、すべての警察事象に即応する態勢をもつて、次の任務を行うものとする。

- (1) 警ら用無線自動車による警ら活動を行い、警察諸般の執行務に当たること。
- (2) 緊急配備、110番その他重要な事件、事故等の発生に際しては、警ら用無線自動車を迅速に集中運用し、初動措置を行うこと。
- (3) 特命を受けて、警戒、警備、警衛、警護及び緊急輸送の先導等に当たること。
- (4) 所属長の要請に基づき、隊所属の警ら用無線自動車の派遣及び貸出しを行うこと。
- (5) その他特に命ぜられた警察業務の執行に当たること。

(担当区域)

第3条 自動車警ら隊の担当区域は、次の表のとおりとする。

所属	担当区域
第一自動車警ら隊	第一方面、第二方面及び第三方面区内
第二自動車警ら隊	第四方面、第五方面、第六方面、第七方面及び第十方面区内
第八方面自動車警ら隊	第八方面区内
第九方面自動車警ら隊	第九方面区内

(担当区域の特例)

第4条 自動車警ら隊は、必要がある場合は、前条の規定にかかわらず、地域部長の命ずるところにより、担当区域外においてもその任務を行うものとする。

第2章 組織及び編成

(隊本部の編成及び分掌事務)

第5条 隊本部の編成及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

係別	本部付	主任	係員	分掌事務
庶務係	警部	警部補	巡査部長以下の職員	ア 隊の庶務に関すること。 イ 他の分掌に属しないこと。
計画係	警部	警部補	巡査部長以下の職員	ア 自動車警らの運用計画に関すること。 イ 教養訓練に関すること。 ウ 車両の整備及び管理に関すること。 エ 警ら用無線自動車の派遣及び貸出しに関すること。

(分駐所)

第6条 自動車警ら隊の活動の拠点として分駐所を置く。

2 分駐所の所属、名称及び担当区域は、別表第1のとおりとする。

(中隊の編成)

第7条 中隊の編成は、別表第2のとおりとする。

(車長)

第8条 幹部を配置しない警ら用無線自動車には、車両ごとに車長を置き、原則として巡査長をもつて充てるものとする。

2 車長は、相勤員の指導及び融和協調に努めるほか、車両、資器材、書類簿冊等の保守整備の責任を負うものとする。

(指導員)

第9条 中隊に必要数の指導員を置く。

2 指導員は、新隊員及び警察署の警ら用無線自動車勤務員に対し、運転技能、警ら活動の要領等の指導を行うものとする。

第3章 勤務制及び勤務時間等

(勤務制)

第10条 自動車警ら隊の勤務制は、毎日制勤務及び交替制勤務とし、その勤務種別は、次の表のとおりとする。

区分	勤務種別	摘要
毎日制勤務	副隊長	必要により宿日直勤務に服する。
	隊本部勤務の職員	隊長の定めるところにより、宿日直勤務に服する。
三部交替制勤務	中隊幹部及び中隊員	

(勤務時間)

第11条 交替制勤務員の勤務時間は、次の表のとおりとする。

勤務制	勤務別	出勤	勤務終了	摘要
交替制	日勤	午前8時30分	午後5時15分	1 3日を周期とする日勤、当番、非番の循環制とする。
	当番	午後2時30分	翌日午前9時30分	2 当番週休日は、4週に1回実施する。
	非番	当番終了時から日勤就勤までの時間とする。		

(勤務時間の割振り)

第12条 交替制勤務員の勤務時間等の割振りは、次の表のとおりとする。(ぬ、わ、な、の)

区分 種別	総時間時 間分	勤務時間 時間分	勤務内容別時間					休憩時間時間分	
			点検訓授指 示時間分	警ら	教養体育	待機	車両 整備		その他 の勤務
日	8.45	7.45	0.30	隊長が定める。					1.00

勤				
当	19.00	15.30	1.00	
番				3.30
摘	1 「その他の勤務」の内容は、中隊幹部の警ら用無線自動車同乗勤務及び分駐所における指令業務等とする。			
	2 待機は、隊長の指定した場所において、有事即応の態勢で書類管理、車両整備及び中隊幹部の行う指令業務の補助を行うものとする。			
要	3 休憩は、分駐所又は隊長の指定した場所で行うものとする。			

第4章 運用計画

(警ら区等の設定)

第13条 隊長は、警ら用無線自動車による警ら活動（以下「警ら活動」という。）を合理的かつ効果的に実施するため、常に担当区域内の警察事象を分析検討するとともに、関係方面本部長及び警察署長の意見を参考として、担当警ら区及び警ら要点を次により設定するものとする。

(1) 担当警ら区

2以上の警察署にまたがる区域を分駐所ごとに2ないし5設定する。

(2) 警ら要点

事件、事故多発地点及び警備、警護上その他特に警戒を必要とする地点を選び設定する。

(勤務基準の策定)

第14条 隊長は、第12条に規定する勤務時間等の割振りに基づき、担当区域の実態に即応した勤務員の勤務基準を定めなければならない。

(運営計画の策定)

第15条 隊長は、警ら活動の効率化を図るため、隊の基本計画に基づき、勤務員の配置運用、活動重点、活動方法、指導重点及び教養訓練等について月間計画を定めるものとする。

2 隊長は、月間計画及び当務日における担当区域内の警察事象等を勘案し、中隊長に勤務員の具体的配置運用等について、一当務計画を策定させなければならない。

(自主性の向上)

第16条 隊長は、勤務基準を定める場合及び一当務計画を中隊長に策定させるに当たっては、勤務員の自主性を高めるため、その意見を聴取して計画に反映させなければならない。

(安全管理)

第17条 隊長は、勤務員の受傷事故防止及び警ら用無線自動車の交通事故防止を図るため、安全管理の適正を期さなければならない。

2 隊長は、勤務員の資質の向上を図るとともに、安全意識の高揚に務めなければならない。

3 隊長は、警ら用無線自動車及び車載装備資器材の改善研究に務めなければならない。

(会議等)

第18条 隊長は、次により会議を開催するものとする。

(1) 幹部会議

原則として月に1回開催し、隊の適正かつ効率的な運営を図るための基本方針、指導監督等について討議・検討を行うこと。

(2) 勤務員会議

随時開催し、警ら活動の能率向上を図ること。

第5章 警ら用無線自動車の活動

(警ら活動等)

第19条 勤務員は、自動車警らの特性を発揮し、犯罪の予防検挙、事件、事故の取扱い及び公衆接遇等に当たるため、次により警らを行うものとする。

(1) 担当区警ら

分駐所又は警察署を拠点として、警ら要点を順次巡回しながら、普遍的に行うこと。

(2) 重点警ら

事件、事故が多発し、又は多発が予想され、特に警戒を必要とする地域について、あらかじめ指定された方法及び時間帯において集中的に行うこと。

2 勤務員は、警ら中、110番事案その他の事件、事故の発生により、通信指令本部又は隊幹部から事件、事故現場へ臨場するように指令を受けた場合は、直ちに現場に急行し、必要な初動措置を行うものとする。

3 勤務員は、緊急配備等の指令を受理した場合は、緊急配備等に係る内規に基づき通信指令本部と連絡を保ちながら、警戒、検索、検問等により、犯人の検挙等に努めなければならない。

(特命による活動)

第20条 勤務員は、特命又は要請に基づき、他の所属に派遣された場合は、派遣先所属長の指揮下に入り、派遣目的に応じた活動を行うものとする。

(通信指令本部に対する連絡)

第21条 勤務員は、警ら用無線自動車の運行に当たっては、次の事項を通信指令本部に連絡するものとする。

(1) 移動局名

(2) 出向、帰庁時刻及び活動種別

(3) 事件、事故等の取扱いの開始及び終了

(事案の引継ぎ)

第22条 勤務員は、勤務中に取り扱った事案について、自動車警ら隊の処理に係る事案を除き、所轄警察署に迅速的確に引き継ぐものとする。

(活動報告)

第23条 勤務員は、勤務終了の都度、取扱事件、特異事項等を隊長に報告するものとする。

第6章 幹部の職務

(幹部の職務)

第24条 隊幹部は、警ら活動の適正と能率化を図るため、同乗警ら等の方法により、率先して警察諸般の執行務に当たり、部下の実践的指導教養に努めるほか、次の職務を行うものとする。

- (1) 部下の指導監督
- (2) 担当区域内の実態は握並びに通信指令本部及び関係所属との連絡協調
- (3) 施設及び警ら用無線自動車の保守管理並びに装備資器材、燃料等の管理
- (4) 警ら用無線自動車の運用及び必要な事務処理

(幹部の現場指揮)

第25条 隊長は、担当区域内において重要又は特異な事件、事故等が発生した場合は、現場に出動している警ら用無線自動車を効果的に運用するため、現場指揮に当たるものとする。

2 中隊長は、次の場合は、現場指揮等に当たるものとする。

- (1) 分駐所の担当区域内に緊急配備等が発令されたとき。
- (2) 分駐所の担当区域外に緊急配備等が発令され、担当区域内に関連があると認められるとき。
- (3) 災害により死傷者を生じ、又は損害の拡大、混乱等のおそれがあるとき。
- (4) 重大な交通事故が発生したとき。
- (5) その他特異事案が発生したとき。

第7章 備付簿冊

第26条 隊本部及び分駐所には、活動上必要な書類を簿冊として備え付けておくものとする。

第27条 削除

第8章 報告

第28条 隊長は、次の事項について、地域部長に報告するものとする。

- (1) 勤務員の運用状況
- (2) 警ら用無線自動車の運用及び活動状況
- (3) その他必要と認めた事項

第29条 削除

第9章 補則

(運用の特例)

第30条 隊長は、特別の事情により、この規程により難い事項については、地域部長の承認を受けて、別の定めをすることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和53年10月20日から施行する。
- 2 略〔警視庁通信指令業務運営規程の一部改正〕

別表第1

分駐所の名称及び担当区域

所属	名称	担当区域
第一自動車警ら隊	中央分駐所	第一方面区内（島部を除く。）
	蒲田分駐所	第二方面区内
	玉川分駐所	第三方面区内
第二自動車警ら隊	新宿分駐所	第四方面区内
	池袋分駐所	第五方面区内及び第十方面区内
	南千住分駐所	第六方面区内及び第七方面区内
第八方面自動車警ら隊	立川分駐所	第八方面区内のうち、昭島、立川、東大和、田無、小平、東村山各警察署管内
	調布分駐所	第八方面区内のうち、府中、小金井、武蔵野、三鷹、調布各警察署管内
第九方面自動車警ら隊	八王子分駐所	第九方面区内のうち、青梅、五日市、福生、八王子、高尾各警察署管内
	多摩中央分駐所	第九方面区内のうち、南大沢、町田、日野、多摩中央各警察署管内

別表第2

中隊の編成

隊 \ 編成	中隊長	小隊長	(分駐)	中隊長	小隊長	(分駐)
	警部	警部補		警部	警部補	
第一自動車警ら隊	第1中隊	第1小隊	(中央)	第4中隊	第1小隊	(蒲田)
		第2小隊	(中央)		第2小隊	(玉川)
	第2中隊	第1小隊	(中央)	第5中隊	第1小隊	(蒲田)
		第2小隊	(中央)		第2小隊	(玉川)
	第3中隊	第1小隊	(中央)	第6中隊	第1小隊	(蒲田)
		第2小隊	(中央)		第2小隊	(玉川)
第二自動車警ら隊	第1中隊	第1小隊	(新宿)	第4中隊	第1小隊	(南千住)
		第2小隊	(池袋)		第2小隊	(南千住)
	第2中隊	第1小隊	(新宿)	第5中隊	第1小隊	(南千住)
		第2小隊	(池袋)		第2小隊	(南千住)
	第3中隊	第1小隊	(新宿)	第6中隊	第1小隊	(南千住)
		第2小隊	(池袋)		第2小隊	(南千住)
第八方面自動車警ら隊	第1中隊	第1小隊	(立川)	第3中隊	第1小隊	(立川)
		第2小隊	(調布)		第2小隊	(調布)
	第2中隊	第1小隊	(立川)			
		第2小隊	(調布)			
第九方面自動車警ら隊	第1中隊	第1小隊	(八王子)	第3中隊	第1小隊	(八王子)
		第2小隊	(多摩中央)		第2小隊	(多摩中央)
	第2中隊	第1小隊	(八王子)			
		第2小隊	(多摩中央)			